



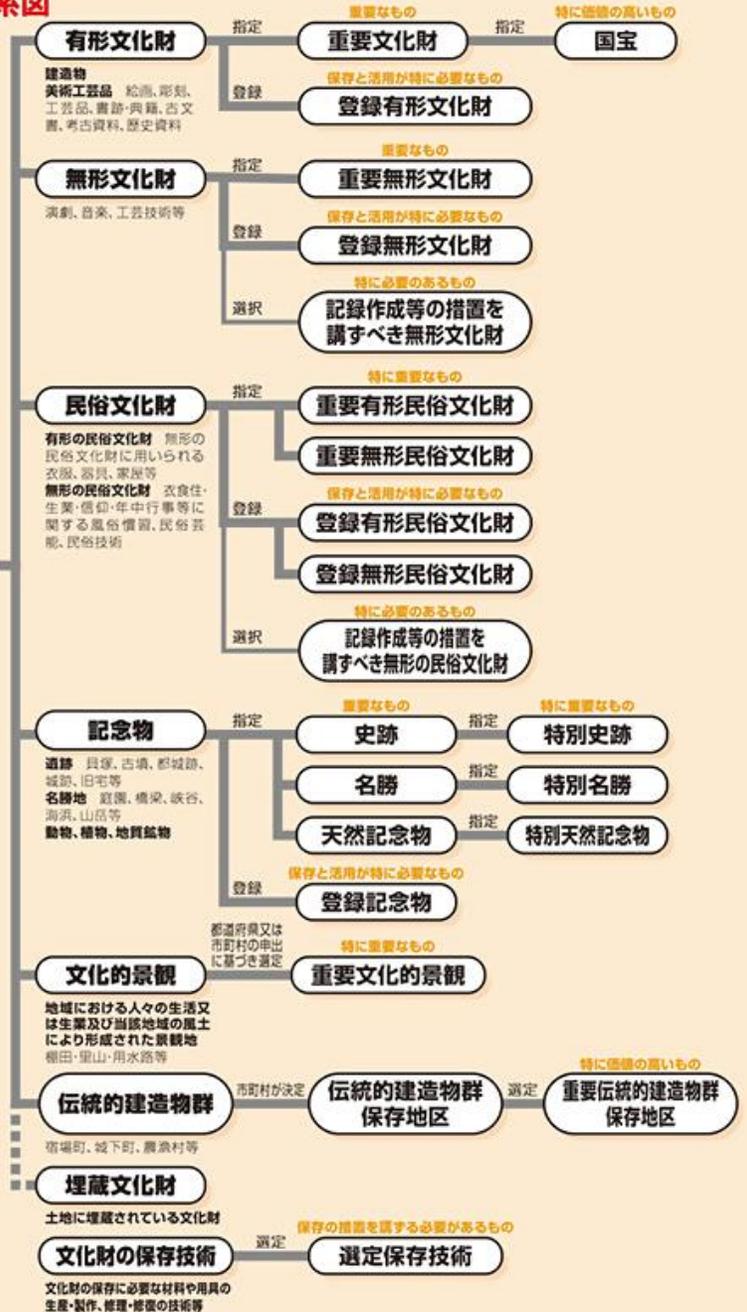
地域計画で取り扱う 文化財の定義について

藤沢市郷土歴史課

文化財保護法における「文化財」の定義

- 有形文化財
- 無形文化財
- 民俗文化財
- 記念物
- 文化的景観
- 伝統的建造物群
- 埋蔵文化財
- 文化財の保存技術

文化財の体系図





文化財保護法における 「文化財」の定義

- ▶ 有形文化財
 - ▶ 無形文化財
 - ▶ 民俗文化財
 - ▶ 記念物
 - ▶ 文化的景観
 - ▶ 伝統的建造物群
- ▶ それぞれのうち、重要なものが指定等を受け、保護される
※未指定文化財は法律による保護の対象にはならない

文化財の保護制度

指定文化財



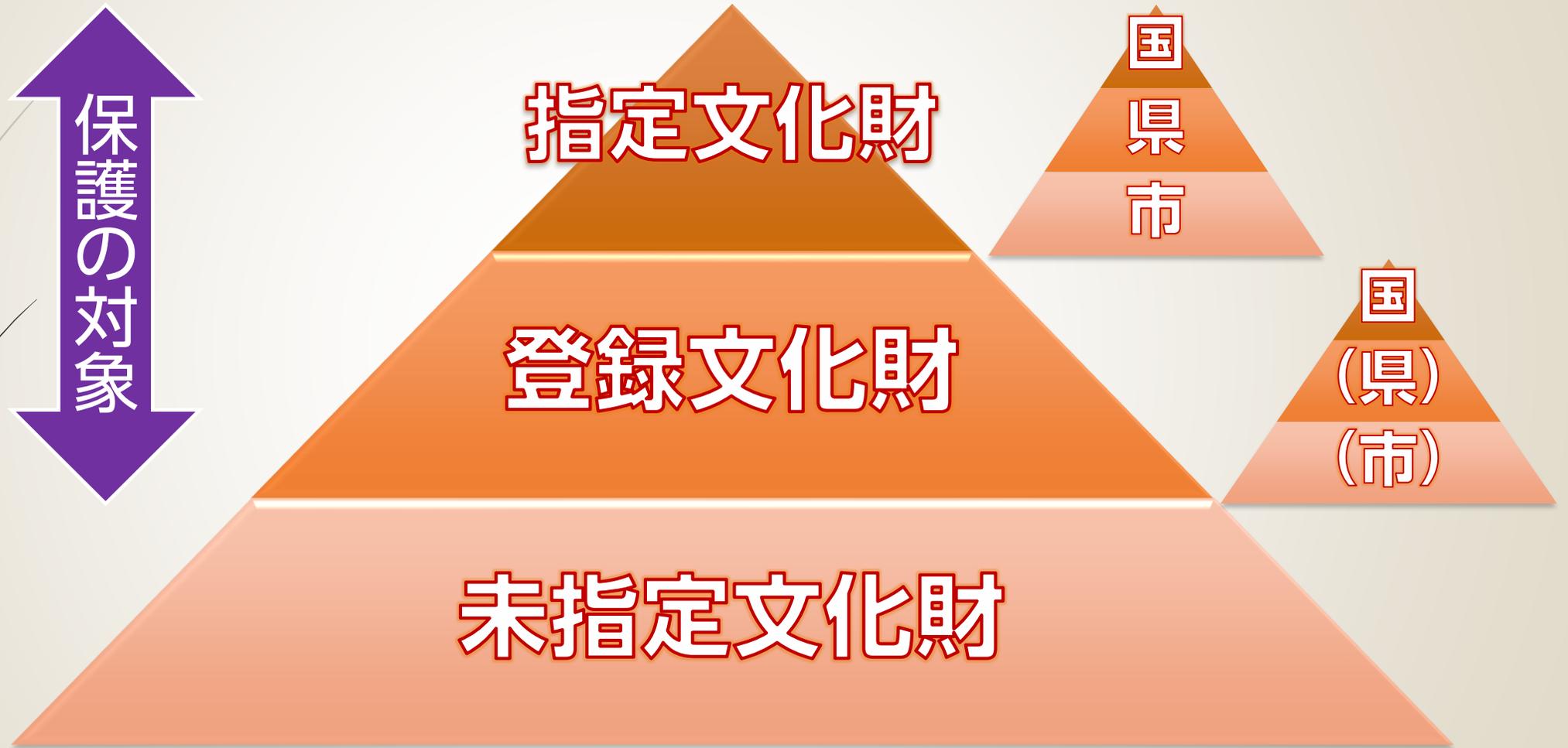
登録文化財



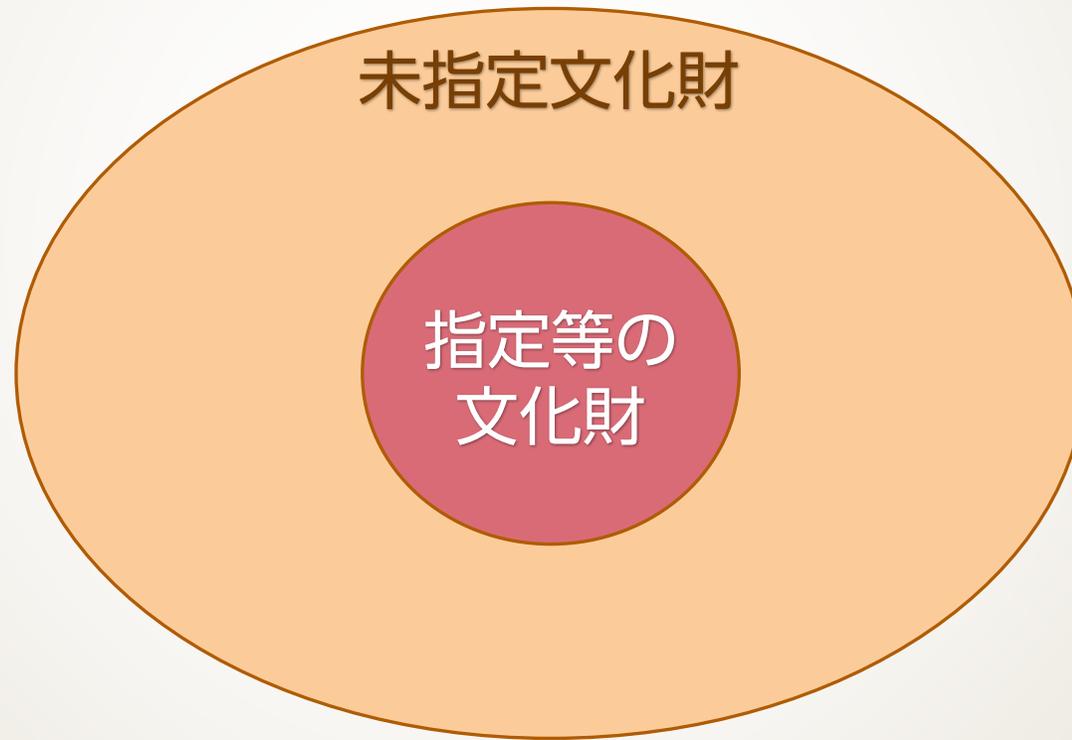
未指定文化財



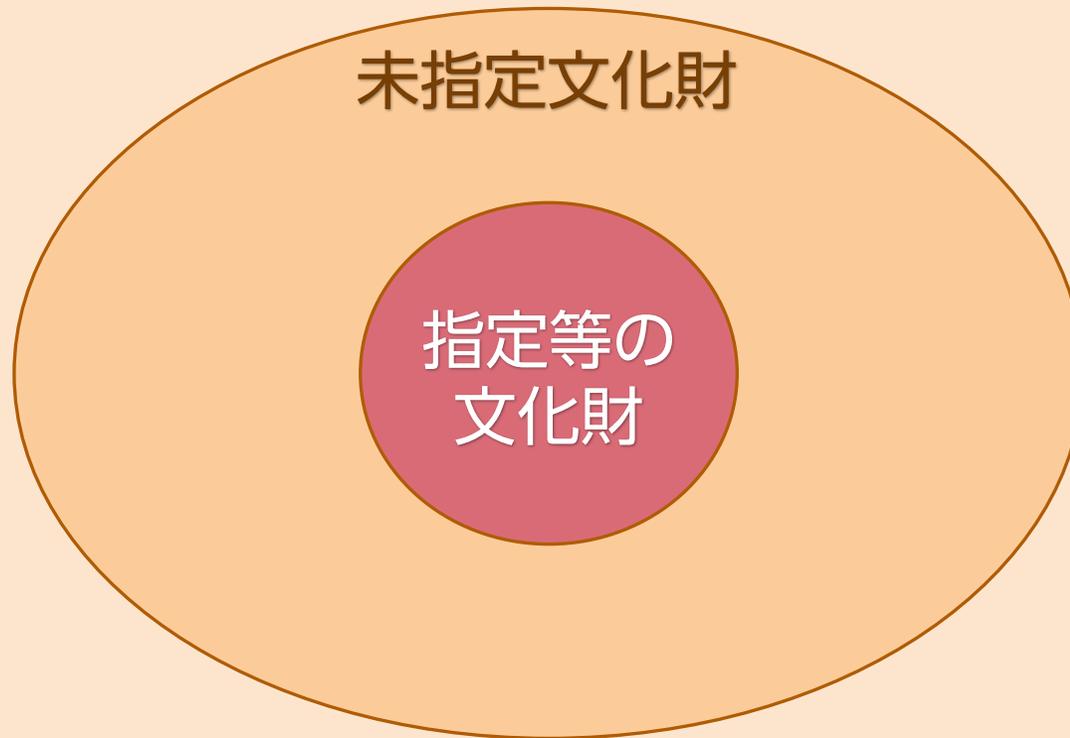
文化財の保護制度



地域計画で取り扱う“文化財”の範囲



地域計画で取り扱う“文化財”の範囲

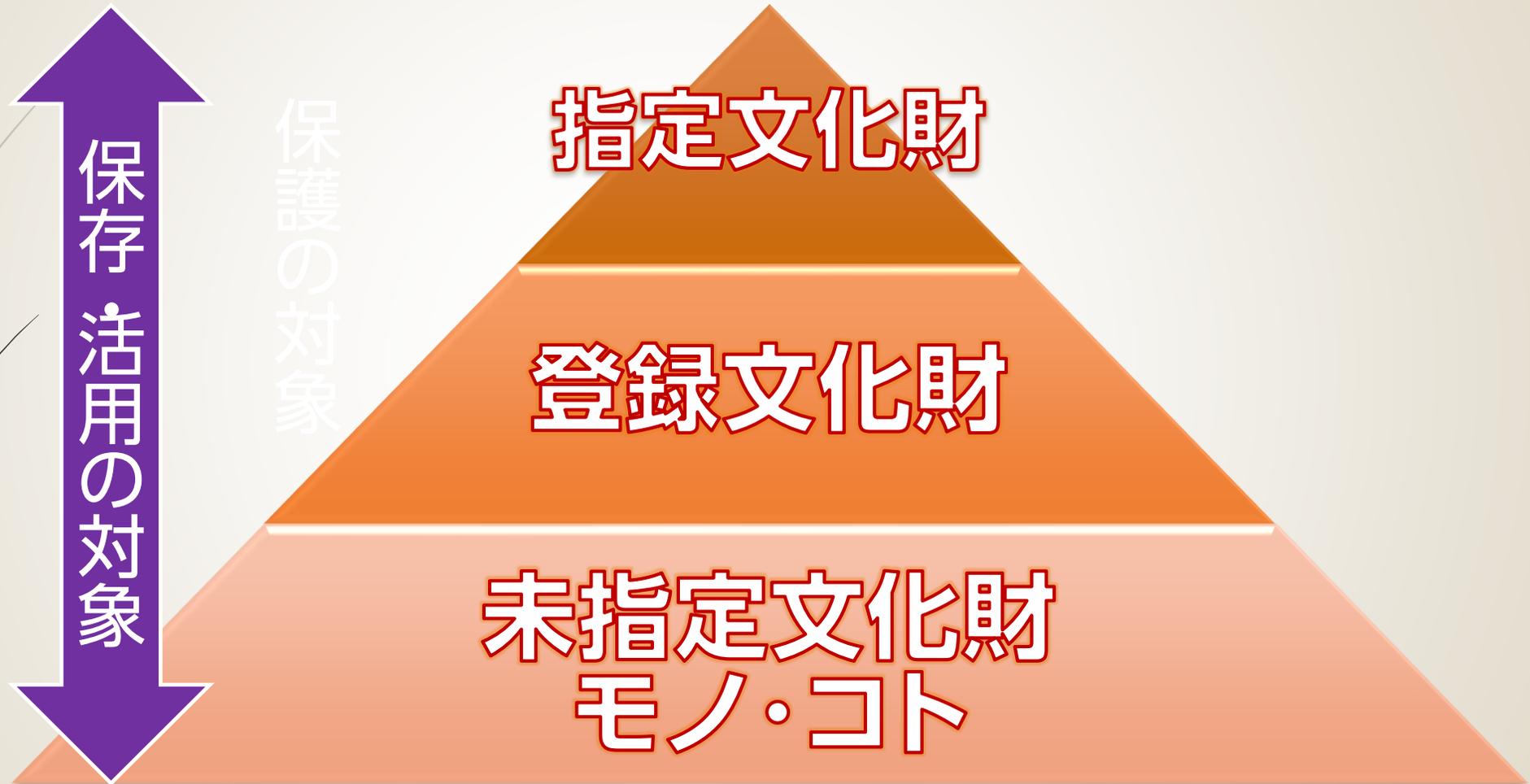


これまで法に規定する文化財として
取り扱われていなかったモノ・コト

地域計画で取り扱う“文化財”の範囲

- ▶ 『これまで法に規定する文化財として取り扱われていなかったモノ・コト』
=例えば、「いいつたえ」や「地名」など
- ▶ …しかし、そういったものの中にも、藤沢の歴史や文化を正しく理解するために必要なもの、藤沢らしさを表象するものはあるのではないか？
- ▶ →そういった「これまで法に規定する文化財として取り扱われていなかったモノ・コト」と文化財保護法に規定する「文化財」とを併せて、保存し、活用するための方策を検討していく

地域計画における保存・活用の対象



関連文化財群などの設定により、未指定文化財を含むあらゆる文化財の保存・活用を図ることが可能になる。